

ライオンズスポーツクラブ・ジュニア規約

第1条(名称)

弊クラブは、ライオンズスポーツクラブ(ライオンズSC)と称す。

第2条(事務所の所在地)

弊クラブの事務所は、横須賀市須軽谷 992 番地 3 号に置く。

第3条(目的)

弊クラブ・ジュニアは、サッカーの楽しみを通じて人間性豊かな人(子供)を育てる。また、夢を持つことの素晴らしさを尊重しながら、子供が持つ夢の実現を多角的にサポートする。

第4条(資格)

- 1.弊クラブの目的と規約に同意し、その目的に向けて取り組む意思のあること。
- 2.弊クラブの活動や決定事項を尊重し、「クラブでの活動はクラブに任せる」ことへの理解があること。

第5条(活動)

弊クラブは、目的を達成するために以下の事業を遂行する。

- 1.練習と試合
- 2.その他、弊クラブの目的を達成するために必要な取り組み。

第6条(会員)

弊クラブの会員は、小学生以下で構成する。

第7条(会費等)

会費は、年間 144,000～180,000 円(税別)とし、月額 12,000～15,000 円(税別)の分割払いとする。

また、必要に応じて会費等の臨時徴収を行う(入会金・更新料・合宿費・車代等)。

休会・退会に伴う返金は一切行わない。

第8条(会費等の滞納)

会員が事前に文書による承認手続きを行う場合の他、会費等の費用が指定された期日までに納入されない際は、弊クラブよりメール、もしくは、文書による督促を行う。

また、これに従わない際は弊クラブ会員の資格を失うものとする。

第9条(入会)

弊クラブに入会する者は、申込書に必要事項を記入し、保護者が確認する義務を負う。

また、弊クラブに入会した者は、本クラブの趣旨に賛同したものとする。

第 10 条(休退会)

弊クラブの休会、退会を希望するクラブ員は、速やかにその届出を行わなければならない。

休退会は弊クラブが指定する休会届・退会届に必要な事項を記入し、保護者が署名する義務を負う。

休会に際して費用の調整はしない。休会は期限を最大 6 カ月とし、これを超える場合は弊クラブ会員の資格を失うものとする(自然退会)。但し、特別な理由と認められる場合はこの限りではない。

第 11 条(除名)

本規約への違反、または、弊クラブ会員としてふさわしくないと弊クラブ指導員に判断された者は、弊クラブ代表者の決定を以って直ちに除名とすることができる。

第 12 条(登録)

弊クラブは、2021 年を計画として日本サッカー協会、神奈川県サッカー協会等に登録する。

弊クラブ会員は、他チーム、団体、連盟等に登録はできず、個人の 2 重登録は認めない。

第 13 条(事故)

1.指導員は事故が起こらないよう細心の注意を払うが、弊クラブの活動において発生した事故による傷害については、スポーツ安全保険を適用する。

2.弊クラブの活動において発生した賠償事故については、誠実にその賠償義務を履行する。

但し、弊クラブ指導員の指示する注意事項が厳密に実行されていない場合はこの限りではない。

3.保護者など、スポーツ安全保険未加入者が弊クラブ活動中に不慮の事故等で傷害を被った場合、弊クラブは一切の責任を負わない。

第 14 条(会員情報取り扱い)

弊クラブで取り扱う個人情報、協会登録、大会登録のほか、クラブ運営業務にのみ使用する。

また、ホームページ等に掲載される写真などの肖像権を原則放棄することで同意を求めるが、

それを認めない場合は弊クラブまで書面にて申し出を行うこととする。

第 15 条(その他情報取り扱い)

保護者が撮影する弊クラブ活動の動画や画像については、親族以外の第 3 者がその中身に含まれる際、弊クラブへの許可なくウェブサイトや SNS へ掲載することを一切禁止とする。

また、弊クラブが配信する情報等に関しても、安易にウェブサイトや SNS へ掲載することのないよう注意して取り扱うこととする。

第 16 条(規約の改正)

本規約は、弊クラブの運営委員の決議を以って随時改正することができる。

その他、本規約に定められていない必要な事項も随時追加することができる。

第 17 条(施行)

本規約は 2019 年 1 月 1 日から施行する。